○財務省告示第百七十七号

中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年七月二十二日財務省告示第百九十七号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域から輸出されるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、同条第九項に規定する不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月十九日

財務大臣　片山さつき

一　調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

㈡　銘柄及び型式　冷間圧延をしたステンレス鋼のフラットロール製品（ニッケルの含有量が全重量の〇・六％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないか、厚さ、幅及び形状を問わず、めつきし、被覆し、クラッドし又は製品に対する最終加工を経た後であっても製品の表面に孔を開けてあるものを除く。）。商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第七二一九・三一号、第七二一九・三二号、第七二一九・三三号、第七二一九・三四号、第七二一九・三五号、第七二一九・九〇号、第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号に分類される。

㈢　特徴　鉄に一〇・五％以上のクロムを含有した合金鋼であり、耐食性等、鋼自体が持つ機能性と製造方法からくる美麗で清潔感ある意匠性を兼備する点に特徴があり、様々な需要分野で使用される鋼である。

二　調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

㈠　調査当局が知り得た中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の供給者

(1)　Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.（以下「Shanxi Taigang」という。）

(2) NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.

(3) POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.（以下「PZSS」という。）

(4) Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.

(5) Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.（以下「Guangdong Yongjin」という。）

(6) Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.

(7) Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.

(8) Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.

(9) Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.

(10) Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel

(11) Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.

(12) Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.

(13) Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.

(14) Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd.

(15) Foshan Chengde New Material Co., Ltd.

(16) Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.

(17) Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.

(18) Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.

(19) FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD.

(20) Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.

(21) Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.

(22) FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD.

(23) Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd.

(24) Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited

(25) Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.

(26) Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd.

(27) Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd.

(28) LCG METAL MATERIAL CO., LTD.

(29) Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.

(30) Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.

(31) 清远市祥麟不锈钢有限公司

(32) FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD.

(33) Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.

(34) Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.

(35) Changge Yulong Industrial Co., Ltd.

(36) Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.

(37) Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.

(38) Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.

(39) Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.

(40) Lishui Yida Technology Co., Ltd.

(41) OKAYA (BEIJING) CO., LTD.

(42) OKAYA (SHANGHAI) CO., LTD.

(43) Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd.

(44) Taiyuan Iron and Steel (Group) Co., Ltd.

(45) Shanghai Qukin Steel Co., Ltd.

(46) Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd.

(47) Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd.

(48) Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd.

(49) Tsingshan Holding Group Co., Ltd.

(50) Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd.

(51) Zhejiang HUA YE Stainless Steel Co., Ltd.

(52) 大谷金属加工(蘇州)有限公司

(53) Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd.

(54) Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd.

(55) Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd.

(56) Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd.

(57) 広東 JERAY 技術有限公司

(58) 広東宏旺金属材料有限公司

(59) Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.

(60) TISCO Stainless Steel Co., Ltd.

(61) MINMETALS CHEERGLORY LIMITED

(62) 青郎国際

(63) TSD TRADING CO., LIMITED

(64) Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd.

(65) 多賀商貿(天津)有限公司

(66) Baolai Steel Group Co., Ltd.

(二)　調査当局が知り得た台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）の供給者

(1)　Yieh United Steel Corporation（以下「YUSCO」という。）

(2)　Walsin Lihwa Corporation（以下「Walsin」という。）

(3)　Tang Eng Iron Works Co., Ltd.

(4)　TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.

(5)　Yuan Long Stainless Steel Corp.

(6)　Tung Mung Development Co., Ltd.

(7)　China Steel Corporation

(8)　Chung Hung Steel

(9)　YC INOX CO., LTD.

(10)　Ton Yi Industrial Corp.

(11)　Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.

(12)　CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.
(13)　Yieh Corporation Limited
(14)　Yieh Mau Corp.
(15)　Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.
(16)　China Steel Global Trading Corporation
(17)　Taiwan Marubeni-Itochu Steel Enterprise Co., Ltd.
(18)　SINKANG INDUSTRIES CO., LTD.
(19)　SHINER STEEL INTERNATIONAL LTD.
(20)　YUEN CHANG STAINLESS STEEL CO., LTD.

㈢　供給国又は地域　中国及び台湾

三　調査の対象となる期間

㈠　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特

定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和六年十二月三十一日まで）

㈡　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

㈠　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。なお、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、調査対象貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実

があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることができることとした。

イ　中国から輸出される不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

（イ）　供給者

調査当局が知り得た中国の供給者（二の㈠に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、九者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した中国の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者であるShanxi Taigang及びPZSSをサンプリングによる調査対象者として選定した。市場経済の条件が浸透している事実の有無については、Shanxi

Taigang から回答の提出が無かったため、PZSS に加えて、当該事実の有無に限り、Guangdong Yongjin をサンプリングによる調査対象者として選定した。その他の六者のうち生産者三者（当該三者を以下「サンプリング調査非対象中国生産者」という。）及び輸出者三者は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た中国の供給者のうちその他の者（以下「非協力中国供給者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

（ロ）　正常価格

正常価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者に質問状等を送付したところ、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができているとは認められなかったことから、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

（ハ）　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、Shanxi Taigang については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。PZSS については、提出された質

問状回答に係る秘密扱いの求め及びその理由並びに適切な開示版回答が提出されず、当該回答を証拠として採用することができなかったことから、知ることができた事実に基づき、不当廉売差額率を算出することとした。

(ニ)　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、Shanxi Taigang を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三十三・二九パーセントであった。PZSS を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については申請者が申請書において主張する不当廉売差額率である四十五・三二パーセントを適用した。Guangdon Yongjin 及びサンプリング調査非対象中国生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については Shanxi Taigang の不当廉売差額率と同率を適用した。非協力中国供給者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、PZSS の不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ)　結論

以上から、中国から輸出される不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

ロ　台湾から輸出される不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

（イ）　供給者

調査当局が知り得た台湾の供給者（二の㈡に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、十者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した台湾の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、サンプリングを実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者である YUSCO 及び Walsin をサンプリングによる調査対象者として選定した。その他の八者のうち生産者五者（当該五者を以下「サンプリング調査非対象台湾生産者」という。）及び輸出者三者は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た台湾の供給者のうちその他の者（以下「非協力台湾供給者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

（ロ）　正常価格

正常価格の算出に当たり、YUSCO については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を正常価格の算出に用いることとした。Walsin については、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかったことから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する台湾における調査対象貨物の生産費に Walsin から提出された回答の一部を用いて算出した通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を正常価格とした。

(ハ)　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、YUSCO 及び Walsin については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。

(ニ)　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、YUSCO を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三・八六パーセント、Walsin を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については二十・七一パーセントであった。サンプリング調査非対象台湾生産者を供

給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、YUSCO の不当廉売差額率と同率を適用した。非協力台湾供給者及び調査当局が知り得なかった台湾の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、Walsin の不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ) 結論

以上から、台湾から輸出される不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

(二) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦における調査対象貨物の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象期間において、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）の販売量は減少傾向にあり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。不当廉売がされた調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中、不当廉売がされた調査対象貨物は、本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業におい

ては、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、不当廉売がされた調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、その結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五　その他参考となるべき事項

㈠　調査により判明した事実に係る令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和八年七月三日

ロ　意見の表明についての期限　令和八年七月三日

㈡　上記㈠により提出された証拠又は表明された意見に対する令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和八年七月二十四日

ロ　意見の表明についての期限　令和八年七月二十四日

㈢　証拠の提出又は意見の表明の宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

㈣　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

㈤　不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省のホームページで入手することができる。